

強者の戦略

【はじめに】

今週の火曜日は大雪で交通機関が大幅に乱れて、帰宅できなかつた人も出ました。何事も最悪の事態を想定しておくことが大切です。受験生のみならず、受験会場に行く際、何かあったときのことを考えて、早めに行くようにしましょう。

さて、前回の公民の問題の解答・解説に入ります。

【解答例】

問1 国会の発議は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成が必要である。また、承認の要件は、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

問2 憲法の三原則を守りながら、時代の進展に伴う新しい考え方・価値観を憲法に加えることで、時代の経過によって、憲法制定当時に想定していなかった事態が生じ、それに対する対処が必要になり、補うという意味である。(100字)

【解説】

最近、憲法改正がニュースなどで取り上げられているが、これは北朝鮮のミサイル発射実験や中国の海洋進出など、日本近海での軍事行動が活発になり、日本の防衛をどうするのかという観点からである。日本政府は専守防衛の立場であり、日本国憲法にも9条の平和主義が規定されている。日本から攻撃をすることは、絶対にしないという意味である。

しかし、日本の周辺で有事が起こった際、本当に日本国民の生命・安全が守られるのか、ということに不安があるのも事実である。

そこで、敵基地攻撃能力を高めることで、他国からの攻撃に対する抑止力になるという考え方が政府・自民党にある。他方、これを実現するためには、憲法9条を改正しなければならないという意見がある。そうすると平和主義が揺らいでしまい、専守防衛ではなく、他国を攻撃する能力を持つのではないかという懸念がある。

これを受けて、日本国民の中には、憲法改正に対して、憲法の三原則が守られなくなるのではないかと、不安や心配を持つ人もいます。

そうした不安や心配に対して、憲法改正の中でも、改憲ではなく、加憲という考え方が出てきます。加憲は憲法の三原則を守りつつ、憲法が制定された時代には対応していなかった事態や事象などに応じて、憲法に加えていくというものです。

具体的には、プライバシーの権利や知る権利など、新しい人権を追加するということです。

特に、プライバシーの権利は、最高裁でも認められている新しい人権であり、現代のネット社会においても、必要不可欠な人権でもある。こうした権利を憲法に規定することが加憲の考え方である。

その反面、改正ではないので、条文自体を変えることができず、時代に合わない内容でもそのままであるというデメリットもある。

今後、国会では憲法改正の議論が本格的になると思うが、改正がいつ実現するのか、見通しがつかないのが現実である。